

原子力発電所建設計画についての公聴会に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十一年五月十八日

志
苦
裕

参議院議長 河野謙三殿

原子力発電所建設計画についての公聴会に関する質問主意書

新潟県柏崎市において、東京電力株式会社は原子力発電所建設計画を進めているが、これについて以下の点につき明らかにされたい。

一 原子力発電所の安全審査に関して、日本学術会議と原子力委員会の共催による「中央公開シンポジウム」が計画されてきたが、今日、このシンポジウム実施についてはどのような経過となつてゐるか、具体的に示されたい。

二 「中央公開シンポジウム」と「公聴会」とは、どのような関係にあるのか。

三 公聴会の開催予定日はいつか。

四 公聴会の開催要領について、以下の点を明らかにされたい。

(イ) 意見陳述者の人選方法

(ロ) 開催日数

(ハ) 一問一答形式を採用するのかどうか。

(ニ) 傍聴人のとりあつかいについて、数その他に何らかの制限を設けるのかどうか。

五 公聴会の開催要領等については、地元自治体、各地域団体・関連団体および地元住民の合意を得ることとし、その合意を十分に得ないまま強行することはすべきではないと考えるが、見解は如何。

右質問する。